

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第36報：追加）

2020年6月17日（水）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中の皆様へ

6月13日（土）、当館領事メール（第36報）でお知らせした、3その他経由地の状況（1）シンガポールについて、PNGが出発国である場合、豪州もしくはNZを経由しても、シンガポールでのトランジットは原則不可となるようです。したがって、現時点では、PNGからシンガポールを経由して日本へ帰国することはできませんのでご注意ください。

なお、各航空会社の運航状況及び経由地での乗継ぎ（トランジット）条件については、随時変更される可能性がありますので、必ずご自身で航空会社や旅行代理店に確認するようお願いいたします。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：3211800

国外からは（国番号675）321-1800

E-mail：sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス：323-0153

国外からは（国番号675）323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>